

器具及び容器包装に関する主な関連条文

第1章 総則

→ 第1条〔目的〕 第3条〔食品等事業者の責務〕 第4条〔定義〕

第3章 器具及び容器包装

→ 第15条〔営業上使用する器具及び容器包装の取扱原則〕

第16条〔有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止〕

第17条〔特定の器具等の販売等の禁止〕

第18条〔器具又は容器包装の規格・基準の制定〕

第7章 検査

→ 第26条〔検査命令〕 第27条〔輸入の届出〕 第28条〔臨検検査、収去〕

第9章 営業

→ 第55条〔営業の禁停止等〕

第10章 雑則

→ 第58条〔中毒の届出〕

第11章 罰則

→ 第72条、第73条〔罰則〕

食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抜粋)

第1条〔目的〕

この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第3条〔食品等事業者の責務〕

食品等事業者(食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。)は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装(以下「販売食品等」という。)について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行つた者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。
- 3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抜粋)

第4条〔定義〕

- 4 この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。
- 5 この法律で容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

第15条〔営業上使用する器具及び容器包装の取扱原則〕

営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならない。

第16条〔有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止〕

有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抜粋)

第17条〔特定の器具等の販売等の禁止〕

厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において製造され、又は特定の者により製造される特定の器具又は容器包装について、第二十六条第一項から第三項まで又は第二十八条第一項の規定による検査の結果次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当数発見されたこと、製造地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる器具又は容器包装に該当するものが相当程度含まれるおそれがあると認められる場合において、人の健康を損なうおそれの程度その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、当該特定の器具又は容器包装に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用することを禁止することができる。

- 一 前条に規定する器具又は容器包装
- 二 次条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

第18条〔器具又は容器包装の規格・基準の制定〕

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

- 2 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抜粋)

第26条〔検査命令〕

都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める要件及び手続に従い、その者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

五 第十六条に規定する器具又は容器包装

六 第十八条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

2 厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十条に規定する食品を製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、生産地の事情その他の事情からみて第一項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十条に規定する食品に該当するおそれがあると認められる食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抜粋)

第27条〔食品等の輸入の届出〕

販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

第28条〔報告徴収、検査及び収去〕

厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抜粋)

第55条〔許可の取消し等〕

都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至った場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

2 厚生労働大臣は、営業者(食品、添加物、器具若しくは容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。)が第六条、第九条第二項、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第二十六条第四項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

第58条〔中毒の届出〕

食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者(以下「食中毒患者等」という。)を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

2 保健所長は、前項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で定めるところにより、調査しなければならない。

食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抜粋)

第72条〔罰則〕

第十一条第二項(第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項、第十六条(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第十九条第二項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)、第二十条(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)又は第五十二条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第73条〔罰則〕

次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項、第十八条第二項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第二十六条第四項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)又は第五十八条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者 (略)

二 第八条第一項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)又は第十七条第一項(第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による禁止に違反した者

乳及び乳製品の容器包装又はこれらの原材料の規格(材質試験)

	牛乳等	発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料	調製粉乳
	①合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装 ②金属缶 ③組合せ容器包装	①合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装 ②金属缶 ③組合せ容器包装	①金属缶 ②合成樹脂ラミネート容器包装 ③組合せ容器包装
材質試験	<p>①及び③について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容物に直接接触する部分は、PE、LLDPE又はPETであること。 <p>(PE、LLDPE)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・n-ヘキサン抽出物 ・キシレン可溶物 ・ヒ素 ・重金属 <p>(PET)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及び鉛 <p>②及び③の金属について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及び鉛 ・ジブチルスズ化合物* ・クレゾールリン酸エステル* ・塩化ビニル* <p>(*: 塩化ビニル樹脂を使用したものに限る)</p>	<p>①について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容物に直接接触する部分は、PE、LLDPE、PS、PP又はPETを主成分とする合成樹脂であること。 <p>(PE、LLDPE、PP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・n-ヘキサン抽出物、・キシレン可溶物 ・ヒ素、・重金属 <p>(PS)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揮発性物質、・ヒ素、・重金属 <p>(PET)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及び鉛 <p>②について、</p> <p style="padding-left: 20px;">左記(牛乳等)と同様</p> <p>③は、上記の①又は②と同様。</p> <p>①の密栓用の合成樹脂加工アルミニウム箔の内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒ素、・カドミウム及び鉛、・ジブチルスズ化合物*、・クレゾールリン酸エステル*、・塩化ビニル* <p>(*: 塩化ビニル樹脂を使用したものに限る)</p>	<p>①、②及び③について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属缶又は組合せ容器包装の開口部分の密閉に使用する合成樹脂は、PE、LLDPE又はPETであること。 ・合成樹脂ラミネート容器包装又は組合せ容器包装に用いる合成樹脂ラミネートは、内容物に直接接触する部分は、PE、LLDPE又はPETであること。 <p>(PE、LLDPE)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・n-ヘキサン抽出物、・キシレン可溶物、 ・ヒ素、・重金属 <p>(PET)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及び鉛

PET: ポリエチレンテレフタレート、PE: ポリエチレン、LLDPE: エチレン・1-アルケン共重合樹脂、PS: ポリスチレン、PP: ポリプロピレン

乳及び乳製品の容器包装又はこれらの原材料の規格(溶出試験)

	牛乳等	発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料	調製粉乳
	①合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装 ②金属缶 ③組合せ容器包装	①合成樹脂製容器包装、合成樹脂加工紙製容器包装、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装 ②金属缶 ③組合せ容器包装	①金属缶 ②合成樹脂ラミネート容器包装 ③組合せ容器包装
溶出試験	①及び③について、 ・重金属、・蒸発残留物 ・過マンガン酸カリウム消費量 ・アンチモン(PET* ¹) ・ゲルマニウム(PET* ¹) ②及び③の金属について、 ・ヒ素、・重金属、・蒸発残留物* ・過マンガン酸カリウム消費量* ・フェノール*、 ・ホルムアルデヒド* (*:内容物に直接接触する部に合成樹脂を使用したものに限る)	①及び③について、 ・重金属、・蒸発残留物 ・過マンガン酸カリウム消費量 ・アンチモン(PET* ²) ・ゲルマニウム(PET* ²) ②及び③の金属について、 左記(牛乳等)と同様 ①の密栓用の合成樹脂加工アルミニウム箔について、 ・重金属、・蒸発残留物 ・過マンガン酸カリウム消費量 ・フェノール、・ホルムアルデヒド	①、②及び③について、 内容物に直接接触する部分に、PE、LLDPE又はPETを使用した容器包装は、 ・重金属、・蒸発残留物 ・過マンガン酸カリウム消費量 ・アンチモン(PET* ³) ・ゲルマニウム(PET* ³) (* ¹ :PETを使用した容器包装及び内容物に直接接触する部分にPETを使用したPET加工紙製容器包装に限る) (* ² :PETを主成分とする合成樹脂を使用した容器包装に限る) (* ³ :PETを使用した容器包装に限る)

乳及び乳製品の器具の規格

- (1) 乳等の製造に使用する器具は、次の規格に適合するものであること。
- 1 洗浄に容易な構造であること。
 - 2 食品に接触する部分の原材料は、さびを生じさせないもの又はさびを生じないように加工されたものであること。
 - 3 小分け、分注、密栓又は密閉に用いる機械は、殺菌が容易で、かつ、汚染を防止できるものであること。
- (2) 略